

1

美濃守百万石の御朱印を取る事

附 甲府公御養君に被為成事

并護持院調伏を行ふ事

爰に甲府中納言綱豊卿と奉申は、御父は甲府宰相左馬頭綱重公と奉申て
先將軍家綱公殿有院殿の御差次の御舎弟也。御三男は當將軍綱吉公也。

去は先將軍の御代嗣には御差次成れば、甲府卿可被為成処に、綱重公、乱酒・御短慮故、
忠臣根津宇右衛門、是を諫、御手討に成しが共、一念忠義に留り、是非に御諫奉り、
終に感じ給ひ、大酒を止られ、五常に入給ひしが共、御借借金不調に付、御短慮
差起り、御生害に被及ける。其御弟綱吉公と申、然共右馬頭様と申せし故、

甲乙の數に當り、自然と天下をしろし召、延宝八年よりの御治世にて、今廿五年に
及とも、御世嗣無之、尤御實子は御二方有しが、御早世也。次は御臺所の腹にて
姫君故、紀州の御簾中と成給ふ。是御子無に似たり。然に御養君に成せ可給は

甲府中納言綱豊公也。御父御逝去の後、御家督を為繼給ひ、既に御歳四拾三歳に
為成給ふ。御簾中は二條左府の御姫君也。御子式人有、御惣領家千代君、御二男は大

五郎君也。甲府公、今將軍の御甥成は、是を御養君と被定、西の丸へ御移被成は
新に御殿の御普請有。美濃守吉保、得たりと悦、護持院に談じ、地祭に事寄、土中
を穿ち不浄悪鬼を退んと偽り、甲府卿の人形を拵、上包は経文梵字、御祈祷の

躰に見せ、是を居間の下に埋ける。誠は調伏の法にて、六時天王の法を行ひ、皆逆文にて
呪詛肝要に入置たり。無程普請出来して、甲府卿西の丸へ被為入、從二位大納言に
御昇進有。西の丸附の御老中には本多伯耆守也。御名乗を家宣公と改給ふ。御側

衆には戸田大炊頭・小出山城守・井上遠江守・間部越前守を始、甲府附の面々、立身出
世に及。頃は宝永元年甲申年十二月五日也。本多を初、西丸附の面々、美濃守に同意して、

中に間部越前守詮房と云は、元來能役者にて、間部助九郎と云者成しが、御意に入、御
小姓に被召出、發明人に勝れ、立身して此節四千石を給り、御側役に成、其後五万石を被下、
御側御用人迄出世しける。美濃守は西の丸へも首尾能繕置て、奥方納おのむねに謀を云

教ける。或日お鷹諸共、御酒宴に長じさせ給ひて、御機嫌を見合、お鷹に目くばせし
ければ心得て御次の間へ退く。跡にて納御手に縫り申けるは、「私事賤者を度々御情被下、終には
君の御種を誕生致し、今越前守と名乗居候へ共、君の御好身を一大事成ば、其節

携候女共を不殘、夫美濃守討ち捨候。是御大事を憚包が為也。ヶ程に御代を守護し
奉る美濃守が所存、私乍子も越前守、君の正敷御種と敬候。先頃御養君、西丸へ

2

被為入候に付、於御城に誕生致なば、正敷御代次にも可成と、女心のやるせなく、越前守を
見候度に浦山敷、恨め敷、將軍の子と生ながら、僅拾五万石の倅成は、国主・家門の下に付、
一生を送んかと思は、果法拙き私が腹に宿らせ給ひし故と存候へば、無勿躰も只我身を
恨るより外無御座候。ヶ様の事を申上、御酒宴の興をさまし候段、御高免被遊候へ」と

涙にむせび申上ける。將軍、御酒に御心乱れし上、納が歎・弁舌に迷わせられ、「汝が申所乍尤、流石女心也。越前守が事は如何にも我子成ば、其方が屋敷にて出生したる事成ば、表立、我子と披露難成。去共、美濃守が忠義を思、又越前守好身依有、松平を免じ、名乗字を遣す。追て大身に取立、一國一城の主共なさんと思也。既に甲府を西丸へ迎し上は、代嗣の事は今更すべき様なし。又大祿を輿ん事、我心の俣とは乍云、諸侯の思惑も有ば、急には難成。然ば、汝歎、不便成ば、今其證據を取せん」と、御硯を取寄、忝も御筆を染られ、「甲府・信濃両國にて、領地追て可及沙汰もの也、松平美濃守との」と御朱印被遊、納へ被下しかば、「難有」とひれ伏、御礼申上、「いつか此地を被下候」と同ば、將軍重て「我、一兩年の内に隠居して、大御所と成、政事を西丸へ譲んと思也。其節此事を可申付。先甲府の城明たる社幸也、近く國替を申付べし。追て其書付の通、百万石を取らせ、加賀守同様の大名に可為間、歡酒を過せよ」と、御盃を被下ければ、納は猶も御心を慰、お鷹諸共興を増、深更迄御相手に成。夜も更ければ御奥に泊り、翌日、右の御朱印を懐中して帰宅し、美濃守に渡ければ、吉保三度押戴、「此御朱印手に入からば、百万石を取しも同然也。併甲府へ國替有ば、物入多らん、先金銀を貯る事肝要也」と工夫して、大老の事成ば、御益と云立、町家より運上を取上る。其向々は御家具屋・御能装束師・御経師・御屏風師・御表具師・御張付師・御香具師・御筆師・御時計師・御印判師・御紺屋・御布屋其外諸色御用達より運上差上る中にも、日本橋南式丁目菱屋弥三郎と云者、美濃守用達故、此者番人として酒屋・材木屋より五割の運上也。茶屋・芝居、又は空地を新地に開、大金を掠取、聊の人も過料、家主は家欠所に申付、猶も生類憐の触を嚴敷云付、就中犬は上様の御年成ば大切に仕候様に、町々へ申付、若少にても鹿略に致候時は、入牢して死罪に行ひ、家内決所。此節、江戸近在中野村と云所に、百間四方の犬小屋を取建、無主犬を入置、御扶持を被下、犬医師・犬奉行・犬扶持役人、言語に絶たる事共也。是皆美濃守が仕業にて、末代に馬鹿者と名を残す。夫のみならず、通用金銀に交物まじりものとして吹替、町屋に有古金銀を取上、銭は通例より少く吹せ、又大銭を拵、吉文を拾文に用、後に至て此銭停止也。今に大銭を四カ銭と云、諸人知処也。

3

柳沢、大坂に蔵屋敷舗を建る事

附 淀屋へ用金を申付る事

然に將軍、納が情に御心乱れ、先甲府の城を與へ、追て百万石に地を被下んと思召、美濃守を被召、「其方数年の忠勤類なし。依之此度、甲府の城を預遣に付ては、金紋の鉢箱、虎の皮の鞍覆を免す条、今より家門同前の格式にて可相勤」との上意也。吉保面目身に余り、御朱印押戴ける。

文言左の通

甲府の國は悪構オウカウの地にて、一門の曆レキ(歴)々雖領来、其方依貞信勤、山利束ヤマリト(梨)・巨摩・八代、都合代々就旧地、永々領地の条、仍如件

甲斐國者樞樞要之地而、一門之歴々雖領地来、其方依忠貞勤、山梨・巨摩・八代
都合代々對舊地、永々可令領知條、仍而如件
二一
レ二 一
レ

宝永元年八月 御朱印

甲府少将との

如斯記有、家の誉を顕し、近々國替すべし。大金の入用時来しと、諸運上其外
賄賂金銀を夥敷取込。江戸は勿論、京・大坂にて町屋敷(を求め)、其処の有徳人を撰、用
金を申付、借入事数を不知。大坂高原(津)の北にて大成屋敷を構へ、役人には横田利兵衛・
堀野十左衛門・平田運八・山崎弥太夫。是等は江戸浪人にて、此度抱、大坂へ登せける。元来
大坂は日本一の湊にして、富貴成賣人多し。中にも難波長者と呼ばれる北濱に淀屋
辰五郎と云者有。日本一の分限にて、其上格式の町人也。柳沢、大老の事成ば江戸表迄
年頭の附届も仕けり。幸役人共相談し、横田利兵衛・平田運八兩人して辰五郎が
手代半七を呼寄申付けるは、「此度、主人美濃守を甲府へ國替被仰付、一家中引
越の物入に、金子手支、旦那にも御苦勞思召。其方は兼て聞及たる大家成ば、當秋の
米を引當に、金子三万兩借用致度、用立被呉よ」と云ければ、半七未無き事に
思、「御意畏候が、思召と違、私方にて是迄処々の御大名様へ御用立候金子、凡百万
兩余相滞、當時殊の外手支、難義仕候得ば、少の御用にては難相勤候、此義は御免可
被下」と色々断を云共、雲八不聴入、「其方手代の身分にして、一通主人へも不申聞
返答す我俣の取計、不届至極也。先は立帰、主人辰五郎へ申聞、是非三万兩
急度御用立べし」と氣色を替て申ける。半七少しも不恐、「辰五郎義、未若年にて
諸用、私支配仕候へば、不申聞及早束(速)御返事申上候」と云。短慮の雲八、主人の威を
鼻に掛、「僅三万兩の借用、其方躰何程の事か有ん、其上當秋作引當の義は
辞退も可致所、却て主人を軽める返答、弥金子難用立ば、右の趣を返答書に
町役人共の印形を居持参すべし。其趣江戸表へ宿継出べし」。左も六ヶ敷ゆすりければ、

4

半七當惑し、無躰成事とは乍思、時の威勢に恐れ、「先召歸相談の上、御返答
可申上」と其座を退、宿へ歸、相談して、翌日金子五百兩持参し、兩人に對面して
「被仰付趣、罷歸及相談候処、當時は有合金不殘貸付仕、千兩も難調御座候、併近々には
返金請取方も御座候、其節に至、如何様にも御用立奉べし。是は近頃乍少主人
辰五郎御見立御用金と仰付候段、難有御肴にては差上度候へ共、御好嫌の程も
難計候間、態と此品にて差上候。御役人中様方御受納被下候はゞ、忝仕合奉存候」と五百兩を
利兵衛・運八へ進上しけり。元来賤敷浪人より役人と成、ケ様の賄賂を能事と思ひ、
早束(速)受納し、「御用金の義は、いつにても調次第に差上よ」と、五百兩に目くらみ、此場を
早速済しけるは半七が働也。然るに辰五郎は若氣の至にて、晝夜新町へ入込、有に
任せて金銀水の如蒔散し、我手頭には、医師津田玄誓・塩町笹屋傳兵衛・浪人
高橋弥五八・鼓師匠幸喜左衛門・入銭(海)庄左衛門、是等終日尾緒(鬚)の塵を取、旦那くと

そゝり上て、九軒の揚屋を定宿とし、淫酒に被犯（耽カ）、揚屋の座敷を能舞臺にして太夫吾妻を慰、我家にも鞠掛の囀の竹を金だみ（泥）にて、紅の繩を掛、松・竹・梅・柳・桜を植、水干装束花を飾、大勢詰衆を招、鞠を興行し、其外茶の湯・花見・遊山等色々取替、引替、吾妻に打込奢ける。手代半七、様々と諫けれ共、不聞入弥放埒募、六七日宛居續しける故、半七、手代惣兵衛・勘兵衛兩人を呼、申付けけるは兩人新町へ行て、主人を連帰候様に相談じ、二人は新町へ行、辰五郎に逢、異見はせて俱々に遊の工夫をしける知恵を付、毎日迎に行て内を偽り、兩人替るく辰五郎と同く樂ては、半七に向、今金子何程なければ、諸拂出来難しと偽、月の中には三四宛五拾両が百両に成、百両が貳百両に成にけり、斯偽て半七を欺。其身の私欲第一とすれ共、辰五郎は夢にも不知、半七も過分の事とは思共、兩人共に子飼の手代なれば、心をゆるしけり。此通にては宝の山を積共、屈間敷と、辰五郎が母親并親類共と相談し、印形鑑を取上、身上をみて、悪性をさせしと金銀を不渡、漸月に三拾両宛渡けれ共、中々一日の遊にも不足、日数重り、借金次第に増しければ、揚屋茶屋も長者と呼ばれし辰五郎成ば、催促も遠慮して居ける処に、其頃阿波国より材木を数多積登し、賣商する徳嶋の城下にて嶋屋吉兵衛と云もの立賣堀平野屋庄兵衛と云る問屋へ来り、滞留の内、新町へ通ひ、彼吾妻に馴染、金銀時散しけれ共、辰五郎に不及、無念に思、油屋庄兵衛と相談しける処に大坂にて淀屋は長者と呼ばれ、金銀の数を不知、彼と張合事無益也。一向身請して彼に鼻を明すが宜からんと進ければ、吉兵衛、尤に思身請を8

5

大久保大隅守、白無垢吟味の事

附 小池屋四郎兵衛、金子を失事

（中略）

美濃守差圖にて闕所申付事

附 江戸表へ宝物を取寄る事

（中略）

北の丸新御殿の事

附 お鷹父母を尋る事

斯て美濃守差圖にて、淀屋が宝物悉江戸へ取寄ける。内、金の鶏は松平加賀守依願、美濃守取持にて、男鳥一羽被下、一羽は御宝物に留る。其外の宝物、半は柳沢方へ取込、闕所金も不残取込しか共、大老の事成ば、諸役人是を難ずる事不叶、権威次第に募り、往来も金紋の先鉢箱にて、當りも輝計にて、御三家の如く、大小名を見下しけれ共、何事も上様、美濃守吉人に御任の事成ば、孰も眉をひそめける。然に早々百万石を領せんと思、御機嫌を見合、申上げるは、「君御治世、一昔に相成、天下泰平、万民挙て奉仰（仰）、ケ程目出度折柄、御代を西丸様へ譲給ふ。君には御隠居被遊、大御所様と被為成、御政事を被捨、御遊に万歳を為保給ひなば、御保養共相成、御寿命千歳疑なし」と申上げれば、將軍聞召、「如何様、西丸へ譲り、我は政

務を通れ、万事を楽ん事、悦びの一つ也。然ば何れの地にか可住」と被仰ければ、吉保言上しけるは、「北の丸に新御殿を出来、御隠居所に被遊可然」と申上、尚も御機嫌にて「汝急度可計」と上意を請。夫より北の丸御普請始り、美濃守が計にて、諸侯へ御手傳申付、金銀を多く取込、又は御勘定奉行荻原遠江守は、吉保が頼にて、當役を勤事成ば、下知に随ひ、老万両の所は三万両と偽り、御入用言語に難述。斯て大殿三間を建并、其次には二行に町家作の様なし、其綺麗、善を盡し、美を尽しける。是迄の御殿と違、茶屋・揚屋の如作し御殿にて、築地前には内堀あり、水を仕掛、大川の如泉水を拵、名木・名草、数を盡し、其間に春夏秋冬共に花の不絶様になし、御慰に（御船は）金銀を散ばめ、錦を飴り、泉水に浮けり。扱四方二重扉に、外門・内門・役所・番所厳敷く備て出来しけり。於爰美濃守御前へ出、「北の丸御普請出来仕候間、上覧ながら御成被遊間敷哉」と伺ければ、將軍聞召、「早速出来太義也」と御機嫌艶敷、御成被遊けるに、内外の張番嚴重に、供奉の外吉人も出入ならず、御玄関式臺より中奥迄は御小姓衆、次第く々に守護し、夫よりは男たるもの吉人もならず、女中計にて御酒宴始り

6

納罷出、御慰を申上、是よりお鷹を新御殿に被置、晝夜御成有て御遊興を催し給ふ。此御殿の向に大泉水を経て渡舟を浮め、御成の節は二八計の女に、白練の薄絹をしぼりに染たるを着し、腰簀を當、櫂を以渡守をしける。扱向へ上らせ給へば、御茶屋の掛り、三方挟間にして上段となし、桁にも梁にも金銀を散ばめ置はうんせん（纏綱）の八寸縁、惣金の張付、又此方には町屋作の家居にて、数軒の入口、是よりは局女郎（臆）の茶屋掛りにて、御通の節御覧に入、ヶ様の事を以御心を奪ふ美濃守が心根社忍しけれ。御鷹は新御殿の北の丸へ移り、召仕の女も三百人余有て栄花を極るに付ても、貧敷父母の事を思出して、人なき折を見合、納に申けるは

「我身御影にて、今ヶ様に成、御臺様よりも御寵愛の上に、何が不足もいわず、嬉敷事云計なし。然共父母に久敷逢不申、如何暮候哉、御成なき時は思出し候。只今にても昔の裏店に居候や、折々内々にて参り候様にも仕だし」と染々と物語しければ、納、兼て心得し事成ば、取合せ申けるは、「其事は少しも氣遣有な、只今にては夫ト美濃守拜領したる甲府の城へ引越、三千石給り、召仕多、中には馬為牽候家中も有、何暗からず居給ふ。左様の事は少しも氣遣有なと申、兎角美濃守が娘也と申事、必忘給ふな」と、弁舌にて言くろめ、たんのふさせる。お鷹は誠と思、悦居ける。

間部越前守、土中を伺事

附 御加増御役替の事

然に甲府公、西の丸へ為移給ひ、將軍御養君と為成給ひ、五常を専に、諸事御慎深く為渡給ふ處に、先達て土祭の折柄、美濃守差圖にて、護持院大僧正調伏の法を執り、甲府公の人形を御居間の土中に埋、晝夜秘法を行故に哉、御所旁に成せ給ひ、御心替り甚御短慮にて、御父の綱重公増り、半乱の様子に見えさせ給ひ、御聲も空言を宣ふ。依之御典薬の面々、薬力を雖盡無印、所々の神社佛閣にて御祈祷雖有、日に増て為重給ふ。美濃守はすわ社時至ると笑を言、先西丸より

奉失ひ、次に紀州を養君となし、同失ひ、其上我子越前守を西の丸へ移ん事
不遠と大に悦、毎日御機嫌を伺諸人とは引替、重らせ給ふを待居けるが、西の丸
御老中本多伯耆守に向、「此度の御病氣、曲藥の印もなしと相見へ申候、次第為重
給ふ上に御大切の御義也。諸侯、於爰麓略には有間敷けれ共、ヶ様の時は佛神の
力を以御祈祷第一ならん」 今天下に聞へ有護持院を御殿へ被召、御祈祷被
仰付けり。 護持院は諸人に目を覚させんと、兼て拵置たる御幣を上段に飭り、
珠数を以秘文を唱、肝膽を砕祈ければ、不思議哉、其幣動事へんぺん（翩翩）

7

たり。於爰大小名奇異の思をなし、弘法の再来成んと感じけり、護持院
申けるは、「ヶ様の行力を以御平愈奉成、と弥抽祈ける。此幣動事、不思議にあらず、
兼て御幣の串へ鉄を入置、紙へも鉄氣移し、珠数に磁石を摺付行ける故
磁石鉄に吸付、如此動也。然共、此祈祷は御平愈の為に非ず、恰も調伏を成ける故
一七日の間、弥為重給ふ。扱、護持院が力にも不及、御本快難計、諸侯、手に汗を握り
中に御側の間部越前守、其身能役者より出しと云共、大恩を不忘、御祈祷の始申
日より七日の間、御側を不離、上下の俣にて少しも不眠、眠氣差起時は、扇子を膝に
立、両手を持、誤て額を打、両眼を開ける。ヶ様に心を盡し御介抱申上しは、諸侯
不及処也。越前守つらく護持院の祈祷七日に余り、其印なし。斯幣の動程の
行力にて為重給ふは不心得と氣を付、若は調伏し奉る人有んと、御寢所を移替、
夜に入て密に御居間の縁の下より御寢所の所へ行、土中を穿見るに、何やらん危敷
物有、引出し見るに、人形と思敷物、形は碎て有れ共、如何様不心得物也と、猶も土中を
穿、悉取出し、一大事成は、人目を憚、服紗に包、屋敷へ帰り、越前守懇意成茂
發と云僧を扣密に右の品を見せ、尋ければ、茂發得と見て、「是は穢敷調
伏の法也。此人形を以、手を越て祈らば、災を成ん事顯然たり。併此形、不碎を以
命に障なし。扱々危敷次第也」と語ければ、越前守扱社と驚、「此度の御所劣、此業也と
思、然は是を祈り戻す法有哉」と問ければ、「如何にも是を消は正法成ば疑なし」
と申ければ、越前守悦、則其祈祷を頼けるに、茂發承知の旨答帰けり。去ば越前
守、右の人形を取出候夜より御所劣少し御快、次第に御全快なれば、上下の悦大方な
らず、是社護持院が法力也と思、御臺所は不及申、諸侯我もくと巻物・目錄、門
前に市をなせり。越前守思けるは、先頃御普請の節、右祭有之由聞及ぶ、其節の御
用掛は美濃守、御祈祷は護持院也。然ば両人心を合、我が君を調伏せしは相違
有まじ。此事を言上に及、急度実否を糺んと思しが、當時御頭の柳沢、才智弁
舌秀たるもの、如何様にか申、却て西丸様と御中たがひもあらば、天下の騒動と成んも
難計、又此事談んにも、西丸附の伯耆守を始、皆柳沢と入魂の輩成ば、内通せず
事の破と成んと思、慎居ける。然共油断すべきに非と、實に君へは此事を申上置、御
用心有様に御心を付る。依之此度の取計宜御全快の御悦として、越前守へ壹万石
御加増にて、西丸御側用人へ被仰付、是より御用心被遊給ふとかや。

甲府美濃守御養君發端の事

附 御臺所御諫言の事

扱も美濃守吉保は、護持院と心を合、御居間の下へ人形を入置、調伏を祈ければ、案の如、西丸様御不餘に為渡給ひしに、悦をなしける処に、中頃より御全快有ければ、今は可為無手段、先将軍御隠居成し、北の丸へ移参らせ、西の丸様を將軍と為仰、其上にて我子越前守を御養子として西丸に移入んと思、納に云々、此事を願申せと示合けり。斯て御機嫌を見合、將軍へ納より此事を申上しに、「其義は追て隠居の節、仕方も有べし。好身有、汝が願、是非く叶ん」と宣ひ、先ず越前守を甲斐守と改名被仰付、甲府宰相同前に甲府く号させ置、其上にて取計べし、先達て遣し置たる百万石の墨付、此義も追て老中共に申付、沙汰すべし。我自筆の書付なれば、兩國を宛行時は、朱印を可為取と無残所首尾也。其後、御臺所の御方へ御成有て、御隠居の御物語有て「近く北の丸へ移んと思也、夫に付、密に咄度子細有、側の女共を退べし」と上意にて、皆々御次へ下りけり。御臺所は何事やらんと伺給へば、將軍仰けるは、「美濃守が粉甲斐守事、実は我子也。此度北の丸へ移に付、天下を家宣に譲り、將軍となし、其養子に甲斐守をなし、西丸へ引取たし、尤家宣に男子有之といへ共、何れも幼少にて取に不足、此事未家門・老中へも沙汰せず、来正月十一日は例年、具足開の祝儀、武家の事始成ば、家門・譜代の大名共登城すべし。此時を幸に此事を申聞、披露すべし」と御物語有ければ、御臺所は大に驚給ながら、「御隠居の御事は目出度御事に御座候、夫に付、甲斐守事、西丸へ御引取の義、何とやらん不審に奉存候、君の御子にて候はゞ、何逆美濃守方にて戯たる女に我種を宿し、出生したる男也、其節諸侯の手前、其方の遠慮、彼是にて美濃守が方にて養育させ置たり。夫故甲府城を興へ、家門の格式に申付置、追て西丸に入て、美濃守には百万石を取せんと、早書付を與置たり。斯好身なれば此趣を明す也」と宣ふ。御臺所は弥あきれ果給、「扱口頃噂の有し柳沢が女房さめに戯給ひしと、女共申せし所爰也」と思召、常々將軍の御身持諫度は思召とも、しつとの様に成てはと、貞女を守過し、今更後悔也。正敷御種にもせよ、浅間敷腹に宿らせ給ひ、殊に柳沢が屋敷にて成長有し事成ば、西丸へ移とも諸大名 随 申間敷、去は天下の騷と成べし。我身は思召に違共、命に替て諫参せん」と御心を定給ひ、「上意の趣承り、尤の御事也、乍去甲斐守を御養子の御事は乍恐宜かるまじ。御種にもせよ、一旦美濃守方にて人と成、諸侯の列に連りし甲斐守、西丸へ

9

移り、誰が是を將軍と敬ひ可申、又御移の訳を万民に為知なば、君の御恥辱を触のみならず、後世迄もよしなき誹を請給ん事、嘆ケ敷奉存候、女の身にてケ様の義を申上候へば、嫉妬の様にも思召も有へければ、御大切成御事故、兎角此義を為止給心が宜敷、又、美濃守へ百万石被下事、格外成事也、三家の御方さへ六拾万石を限り、況美濃守、何程の功有共、只今迄の立身さへ諸大名の思惑も候へば、此義も如何と奉存候」と詞を正敷諫給ひしも理成哉。御幼稚より鷹司家にて

御賢女と尊有し姫君也。綱吉公、案に相違して御氣色変り、一言の御返事なく、其俣御座を立給ふ。御臺所、猶も御袖に縊り給ひ、「是非に此義は思召止り給へ、無左ば、天下の歎共成候半と諫給を、兎角の無御答、北丸へ為帰給ふ。

井伊掃部頭、奥へ被召事

附 吉保連判状の事

然に御臺様と奉申は、鷹司左大臣殿の姫君にて、御幼少より御賢女の聞高く、依之、御后にも備給ふ御尊も有之処に、其頃將軍、未館林宰相右馬頭様と申せし時、其沙汰を聞召及れ、学文を好せ給ふ御心故、御所望有て関東へ迎給ひ、實にも御女儀にて、珍敷御天性、仮にも礼儀を乱不給、貞深為渡給ふ。依之、下を憐、慈悲の御心専の御計にて、將軍酒食に耽り給へ共、只御子孫有ん事を願給ひて、曾て嫉妬の御心なく、却て美女を進給ひ、お鷹を始、御情を受し者へは、御心付られ品々を被下、御仁心、皆々帰依しける。此度將軍の御物語、国家の為を思ひ初て御諫言を申上られ給しに、御承引の御氣色なれば、弥御心を苦給ひ、井伊掃部頭方へ御内々御書を被下ける処に、實々申付度義有之由御直書也。掃部頭、是を拜見し、翌朝登城して、將軍の御機嫌を伺所に、北丸へ御成にて御目見なし、夫より御廣敷へ参り、御臺様の御用人小笠原源八郎と對面し、掃部頭は大老の家と云ながら、大奥へ出仕の節は御廣敷において御附人迄伺、御召有ば、奥へ通る事也。然を、猥に掃部頭に御臺様御對面にて御相談有し杯と記せしは、御格式を不存と見たり。斯て掃部頭、御機嫌を伺ければ、源八郎、其旨を御局へ通しければ、奥へ可通旨被仰出、御伺申けるは御臺様御賢慮深く、委細を書付給ひ、掃部頭に被下置、逐一拜見し、書付を以御答申上べしと、夫より退出し、一大事と思慮を廻らし一存の計も如何と、本多・榊原両人を扣密く談けるに、孰も兎角此義我々申談、御諫申上る外はなしと被申ける。本多中務大輔申けるは、我々も登城し、御目

10

見申上る共、美濃守がさへにて、御前へは出間敷と被申ければ、掃部頭聞て、中々其義存も不寄、被仰出無之間は、我々御諫難成、何分御臺様より可然其返答の書付をば篤と相談中、差上候肝要也と有ば、両侯尤と同じ、弥密談數刻に及、御返書を申上る。然に女中の内にも美濃守が廻しもの有て、見出し、聞出し、注進しける。此頃も掃部頭、奥へ罷出、御書付を被下、其後書物を差上し事一々為知ければ、邪智深き美濃守、早手段を悟られしと、俄に思案を替度、納を呼、此事を語る。納少も動ぜず、必々驚給ふな、御臺様を始、井伊が輩、何程咄るたぐひとも、君の御心は我等の心の内に有、道ならね共、不義を以落し参せ置たれば、何事も是に引され、一として不叶と云事なし。倅甲斐守、御養子の事は、御心定候得ば、(是以)案じ給ふな。御朱印なけれ共、百万石の御墨付手に入し上は、是も氣遣なし」と云ば、美濃守「其義、兎角汝が計心なく色を進申、随分手抜なき様に」と云念、其身は一味の大名、細川越中守・松平伊豫守・藤堂和泉守・松平右京太夫・黒田豊前守・土屋出羽守・内藤丹後守・大久保加賀守・稻垣對馬守を始として、入魂の輩悉招き集、一座敷へ請じ、様々響應し、其上にて申けるは、「此度、北の丸御普請

出来致し、將軍には御隠居の思召也。されば西丸様、將軍に被為成、御本丸へ
為入給ふ。其節、甲斐守吉里を御養子と被成、西丸へ引取給思召也。此義、是迄
隠密に致候。各御承知無之候得共、元来甲斐守は將軍の御種にて、某奉預り置たり。
然を此度、奉戻様にと被仰出、御心當にて甲斐國を被下、甲斐守吉里と申奉る。此
披露は来正月、御具足披御祝儀の節、被仰出候思召也。併西丸様にも若君様御二方
在せば、此節、御得心無之時は、御親子様御不快の基、勿論西丸様・若君様附の輩、
兎や角と申べし。其上、井伊・本多の輩、不承知にも可及。爰を以段々御止奉申ども、
御聴入なく、御養君の御後見仕候様と有之、百万石の御墨附拝領致事、御内分也。
此義、正月十一朝に御朱印被下置御内意、則是を拝見有と二重箱の中より敬敷
取出し見せければ、各平伏して拝見するに、將軍の御直筆也。何れも驚、頭を下げ、
暫答る者もなし。漸有て各思けるは、如斯御直筆にて被下上は、御養君に成し給ふ事
西丸様何程思召共叶まじ。「去ば西丸様の御鼻眞申て、將軍の御意には勿論、美濃
守の耳に障て、御種と有ば、何れにしても主君の御事、各心得違、此義は上様珍重の
思召也、御養君西丸へ御入有らば、御先代に不替、御忠勤申べし、宜御執成奉願」と、美濃
守が偽り事とは不知、曆々の衆中、計略に落ける。美濃守仕済たりと思、然ば上意を背
間敷との御請書、身共へ當て、名判を記して可被差出、上覽に入る事成ば、一紙此方より
11
廻すべし。遲滞なく判を可被居と申渡ける。各上意と有に無違背奉畏と、御請を
なして退散しける。此節酒井雅楽頭は、父の誤にて家断絶にも可及処、柳沢へ立入、
首尾を直し、家督相続に無障、元屋敷をも被下しは、偏柳沢が影也と入魂しける処、
美濃守、雅楽頭を取込、腹心に成んと思し故、我子に酒井の娘を嫁にして契を
結ける。雅楽頭は此節、新参回前の家と成、方角なき時故、悦娘を遣し、聲
舅と成ける。柳沢が勢、次第に強、縁者成ば酒井も以前に勝、發明しけり。今日の會にも
一番に出席すべき処に、折節病氣にて不参せり。是故、右の連にも留筆に酒井
記し廻しける。

諸大名軍手配の事

附 根城兵糧用意の事

扱も井伊掃部頭は、御臺様より御相談被仰付ければ、耳目を憚、密書を以御答
申上事故、数通に及、御臺所にも其趣に御賢慮を被添、段々被仰上けれ共、將軍
曾て無御承引御心定り、弥正月十一日には、表向へ可被仰出に究ければ、深為嘆給ひ、何卒
掃部頭に此義御談被成度御工夫を以、御書を被下けるに、女乗り物を持せ、夜に入て
召けるに、掃部頭は此事、家来にも隠密に乗物に乗、女中と見せ登城しける。是一大
事の義なれば、我に替、身に替、忠勤を爰に顕す。密談成ば、如斯にて登城しける。女
乗物成ば、御臺様の御用と思、知人更になし。井伊は西丸へも登城して密に此趣を
申上げる処に、家宣公被聞召、少も為憤給ふ御氣色もなく、「我將軍の御養子と
成、當所に住する事、父將軍の御恵也。然ば甲斐守にも御種と有ば、是を迎て
西丸を渡ん事順道也。兎にも角にも思召次第に致べし」と寛成上意、掃部頭承り、
「御掟とも不奉存、甲斐守御養君とあらば、諸侯一人も伏る者なし。忽天下の騷、

鏡に掛たる如し、此義御内談有之共、御不同心の旨仰上可然、是全天下の為成は御心弱くて叶まじ。是に付ても佞人、隙を伺、如何成謀計を成んも難計、万事御心を被附、万民の歎を為救給へ」と和漢の古事を引、言上しける忠義の程社頼なし。家宣公逐一に被聞召、「何れも理に當り、尤至極せり。然は是非是を否み申せば、父將軍の命を背と云不孝と云、我子に世を取せんと争に似たり。譬へ此丸を退、再甲府に住す共不足なし。兎角宜時節に任すべし。汝を始、忠臣共宜取計、將軍の思召も天下穩にすべし」と上意有ば、掃部頭御孝心を奉、感涙を流して退出す。扱其後、納度々此事を願しかば、將軍、御臺所の御諫を無御用、弥御心決し、美濃守を召て、弥甲斐守を御養君の仰有ば、美濃守申上けるは

「此義、御尤に奉存候へ共、西丸にも若君様御渡有ば、早々此旨御同意被仰遣可然」と

12

言上す。將軍重て「夫は内意に不及、来春に至り、其旨申出節、於不得心は、西の丸を退去させ、是非甲斐守を引取ん」と宣ふ。吉保心に笑て、ヶ程に迄御心決上は幸に入たり。併御臺所と譜代の面々、心を合なば、勇々敷大事也、此事を今西丸へ沙汰せば、忽善悪の分、其用意すべし。是妨の一つと思直し、如何様、ヶ程の義は御心に任、上意を背者は誰にもせよ遠ざけられ可然と、薪に油を添る弁舌に口（額力）き給ひ、「我申条、不得心の輩有ば、改易可申付」と言語に絶したる御心は、天魔の見入と云へし。吉保得たりと、勇て退出しける。扱此事を聞傳へし大名・旗本、我もくと柳沢を慕けるは、取立に預り、立身を好人也。去は忠義を思大名・小名、八分に余り、是等は井伊・本多・榊原へ便り、此沙汰如何と及評議に、ヶ様の騒に酒井雅楽頭は双方へ病氣故不立會、然共柳沢と婿舅の事成ば、人々を遠慮しける処、弥將軍の思召極申事、依明白に、御家門・御譜代、日々參會有て評議様々、半多は勇に内とりの被仰出無之先に、美濃守を亡し、四海安穩にせんと進を老臣の面々、左有時は返逆に相成、近々天下の障と成べし。兎角被仰出の上、忠義を思輩を集、一段御諫言奉り、於無御承引は、其節軍勢を催し、手配を極、御大將には西丸家宣公を駿河へ奉移、大坂を根城となし、西国九ヶ国の大小名を悉召登し、後詰には尾張・水戸、兵糧は加賀・仙臺より廻し、京都より綸旨を請、朝敵吉保父子を討取、綱吉公を館林へ御隠居成し奉り、肝佞邪智の大小名を皆殺し、去年の御代に成べしと一同に極り、被仰出を相待ける。此事包とすれど多聞の事成ば、柳沢方の大名、是を聞、扱は油断ならず、武具・馬具を貯、小勢なれ共正敷將軍に敵する事叶まじと心掛ける。双方内々合戦の用意を成事、悪事千里を走り、江戸は勿論、京大坂迄も諸人、是を聞傳、居住も心ならず、今にも事の出来様に老人・子供は近在の知邊に送り、我は宝を貯、すわと云は立退んと待居ける。誠に龍閑院が家康公の御夢を考し、始五代は指折、六代目より開時節大切也。世の有様、諸人浮る雲の思をなしぬ。御臺所は掃部頭を召て、世上の様子、大小名の所存を御尋有ければ、掃部頭涙を浮め、「將軍の御心直らせ不給に依、下も是を背、大名八分は忠義を存、西丸様へ附、二分は將軍の御意に随ひ、駿河・大坂を根城にして美濃守父子を討取、君を押込奉る所存、一同にて御座候。夫故兵具を調へ内々は

合戦の用意、諸人とたんの苦し、住馴し所を離散の用意、目も當られぬ有様
掃部頭も白髪の頭に兜を戴候時節出来仕候と染々と申上ける。御臺もはつと
せき上給ひ、とかふ御いらへの御意もなかりしが、一つの御思案や有けん。御眼中
13

替らせ給ひ、必早まったりよふしすべらず、老躰の其方、司て諸侯を
鎮め、万民安き天下と成ば、自分が本望、貞女の操、何事も此方より沙汰する迄
早まる事なかれ」と細々との上意也。掃部頭領掌して御賢慮、何
分天下泰平を奉願と申上、退出したり。

賢女、劔を用ひて護國の事

附 大名夜中登城の事

既に其年も暮て、明れば宝永六年丑正月に至、元三御規式相濟、十一日に
近寄ければ、吉保が方には、天へも登心地して待居ける。忠義の諸大名は薄氷を
踏心地にて。被仰出あらば、直に軍に及んと手ぐすね引て待掛し有様、騒敷かりし
次第也。御臺所は深き御思案有て、万民の歎を救んと、御覚悟を極られ、御諫も
不宜、態と御酒宴を被催、御機嫌を計せ給ふと云共、君にはお鷹・納を寵愛し
給ひ、北の丸にのみ在せば、本丸へ為帰給事稀也。既に正月十日に成て、明日は御具足
披の御祝儀にて、右の被仰出、決着の思召にて、其日御本丸へ為渡給ば、御臺所より
種々の御菓子等を被進、夜に入て御奥へお鷹を呼寄、御酒宴を催し、御慰
奉申故、奥へ為入給ふ。御臺所は常よりも御機嫌能、御酒を進給ひしかば、数盃を
傾給ふ。御臺所は兼て書せ給ひし密書を局へ申付、掃部頭方へ被遣、御用意の
守刀を御小袖の下へ隠し給ひ、お鷹を御次の間へ立退せ、御側へ立寄給ひ、「自分
年久敷、君の御恩を蒙り、辱天下泰平と存、妾が百年の命を捨て、申上る事
今宵に止る。明日被仰出あらば、直に國家の乱に及候を、しろし召れず、只（寵愛）に
御心晴の佞人に被迷給ふ浅間敷御所存をひら翻すれ、美濃守隠居被仰付、甲斐
守に家督被下、是迄の通にて被差置なば、諸侯、上を恨、災を出し候事、明白に有、是非く
思召為直給候得と、御泪を流し宣ければ、將軍甚御機嫌損じ、四海の義は婦人の
知事にあらず、度々詞を返す無礼、對面も是迄也と、御座を立んとし給ふを
手を取て、斯迄申上るに、御承引不為在は乍恐國家の為、只今に迫り候へば、御免し
あれと、隠為持給ひし懷劔にて、君の御心元を二刀迄差通し給ひければ
無思掛事成ば、止給間のなく俣に御他界也。御臺所は御泪せき、何人給わす四海
の主を害し奉り、天罰を不顧、國家の為を思、斯し奉し事、御免あれ、追付
御供仕べしと、御骸に取付、歎かせ給ふ。此物音に御次よりお鷹始御局方驚騒けるを
御臺所、御泪を止給ひ、皆々騒事なかれ、斯仕奉は天下泰平を思て、無勿躰も
御命を縮奉る。此事大切の事成ば隠密になし、奥に於て御急病と披露し

14

老中へ申付べしと宣ひ、小笠原源六郎當番の御目付中へ云渡す。井伊掃部頭は
御密書を拜見すると、篤く早馬にて登城しけるが。夜中の事成ば、内櫻田門を
始、御用あらざれば御三家と云ふとも通し不奉、掃部頭馬上ながら急の御用被

仰付登城致候間、門を開かれよと大声に呼われれば、守護の面々如何せんためらふ内、御城内騒敷、上様御急病と沙汰して、御目付中より御門を開、御老中の面々通べし、御典藥其余の者は嚴敷改、吉人にも通間敷と触来、則掃部頭罷通り、早速大廣敷へ出仕の処、奥へ被召、此躰を拝す。御臺所被仰けるは、密書に委細申遣し候通、此仕義也と宣ば、掃部頭平伏し、奉驚し御計、御賢慮を以上下治り、万民の悦不過之。併大切の御事成ば、此事世上沙汰有ては透を同族如何成變を生んも難計、先御大病と号し、大小名を召寄て、西丸様を奉迎、直に將軍と仰ぎ、御代を治、諸侯の血判を取、其上にて御他界の披露仕るべし。此場へ立廻し女共、不残一間に押込、事の落着迄嚴敷守らせ、事の不洩様に仕んと、則源六郎へ被申付、お鷹を始数多の女中、一間を出来、奥附桑原善兵衛・日置七郎左衛門兩人を番に付、守らせける。依之知者なく、只御急病と思、老中・若年寄追々登城有て御機嫌を伺、西丸様も御出座有。御三家・御家門・御譜代の輩、我もくと登城有之、夜中の事成ば、高桃灯星の如く、大下馬先は数万の供廻り、上を下へと返し、馬・駕籠馳違、貴賤上下何事の出来けるぞと驚ぬ者はなかりけり。美濃守吉保御病氣と聞より、取物も不取敢、登城しける処、兼て掃部頭差心得、家宣公へ申上の処、日頃快らす思召、被仰出けるは、「美濃守、思召子細あれば、暫部屋にて為扣置べし」と上意にて、御前へ出事不叶、昨日に引替、詰所へも不出、すこく部屋に居ける。斯て諸大名御前に列しければ、掃部頭、諸侯に向ひ「上様御急病御大切に為渡給故、西丸様へ御代を為讓給ふ。只今より新將軍と奉仰、御代々に不替御奉公可仕旨上意也」と申渡。諸侯一同に畏忠勤を可抽旨御請申上、従是家宣公、將軍と奉称、御六代目の天下、文昭院様と奉申。是や早先達、京都禁中への御知せ御使者、伏見主水被仰付、早追にて御病氣の報奏聞す。續て御大切の御知せ、中坊長左衛門、同夜中に打立ける。夫より惣出仕被仰付、江戸の大小名不残登城、在国の分は留守居を被召ける。於爰、家宣公新將軍の御祝儀を申上る。暫して前將軍御他界と被仰出、皆々退出に及ける。ケ様に評定相済ての上、美濃守を被召出、掃部頭を以被仰渡けるは、「其万事、思召有て、今日より大老役被召上、屋敷へ

15

帰り遠慮致罷在べし。委細の義は追て可被仰出」と云渡ければ、さしもの美濃守も手筈違、無念とは思とも、可為様なく、すこく退出す。時に大老と云、出頭并何事も及なき美濃守成ば、御殿詰の諸役人、御玄閔・御門番人迄、恐れしが、早上意を聞よりも摺合押のけ、見向もせず下座する者もなき様になり、槍は横たへ、挟箱は跡へ下げ帰る躰、誠に虚生夢ぞ覺にけり。

柳澤、百万石の御朱印被召上事

附 甲斐守家督相続の事

扱も御臺所は、又々掃部頭を御側へ被召、家宣公御代と定し上は、四海穩に治るべし。夫に付、美濃守事、大逆無道成共、子息甲斐守、正敷御種と御遺言なれば、彼を荒々敷は取計まし。左する時は、自分嫉妬の様に人も存べし。兎角

神妙に彼の家を立させ、先君の思召も立様に宜頼也と被仰出、終に御生害に及給ふ。然共此事沙汰有ては、禁裏への聞、世上の風聞旁以包、二月九日御逝去と披露有しと也。誠古今無双の貞女、前代未聞の事共也。綱吉公の御尊骸は上野東叡山に奉葬、常憲院と奉号。于時宝永六年丑正月十日也。

御治政三拾年、御壽六拾四歳也。家宣公、將軍と為成給ひ、御政道初、生類御憐の殺生禁制・諸運上・大錢通用、ケ様の新法悉停止被仰出、万民悦事

限なし。護持院大僧正はまいす（賣僧）たる故、追放被仰付、寺院は一旦將軍の御建立故、其俣有しが共、其後類焼して、其跡を護持院が原とも、新護摩が原共云。

爰に仕合也しは、松平右京太夫に御加増拜領にて、七万式千石と成ける。元来仁心深く

主従の義を重んじ、毎日／＼上野に参詣しける。間部越前守は先頃御病氣の節晝夜詰切の御介抱、其上調伏を見出し、御病氣御平愈感給ひ、則御側御用人被仰付、立身しける。秋元但馬守は御氣に入、六万石を被下置、御實父綱重

公を奉諫、御手討に逢し根津宇右衛門、神靈と頭れ、是非に御諫申上しを以神と崇られ、櫻田御屋敷にて、根津の社と号せしが、此度谷中に於て土地を請、

此所へ勧請し、御神号を被下、根津大権現と称し、別當には間部越前守方にて調伏を祈戻せし茂發を附られ、昌泉院と号し、社領五百石也。祭礼は

九月廿一日、江戸町中より練物など可出旨被仰付、宮居繁盛しける。然に諸大名は美濃守を恨、此度改易にも可被仰付と思けれ共、御臺様の御遺言重事成ば、其俣に

被差置、永々の閉門にて居候處、依思召御老中小笠原佐渡守に被仰付、前將軍より被下置し百万石の御墨附を取上可申旨、并格式も取上候へとの上意を

16

請て、佐渡守、柳沢が屋鋪へ立越ける。美濃守は上使と聞より夫婦・甲斐守・其外家来迄も首尾悪敷處へ上使とは、是只事ならず、家絶と思、片づを吞

待居たる。新参の輩は諸道具を片付、身拵する女子供の泣さけぶ聲喧し。

美濃守父子、長髪にて以前に替りし哀さ。佐渡守上座へ居り被申渡けるは、先將軍の御代に、数年の間、被盡たる功を以、將軍より先知無相違、子息甲斐守へ

被下置旨難有被存よ。又美濃守義は御目通相不叶、格式の義は、先箱并金

紋長刀御取上、尤引馬・虎の皮鞍覆等、此義も同様也。別て重仰には、百万石の御墨附頂戴せられしが共、御先代より御家風に無之事に候間、只今差上可然と

上意の趣、嚴重に被申渡ける。美濃守親子は切腹・改易にも行るべしとおもひ居ける處に、不存寄寛仁の上意に、畳に平伏し、難有仕合と御請申上、則御墨

附を差出す。佐渡守請取拜見するに、先將軍の御直筆にて、百万石と記有之、押戴懐中しける。美濃守重て、我ら義今日より隠居仕、入道致し、改名仕らん。

此義宜言上奉願と。倅甲斐守義、若年者に候得ば、宜御引廻し可被下と、残処なく申上ける。佐渡守聴届、尤成御請、委細可申上と御城へ被帰ける。則其趣

言上し、御墨附を差上げれば、將軍にも御安堵被遊、一家の大名入魂の輩は一味の面々、案に相違して安き心もなかりしが、連判状の書面、酒井雅楽頭、此折

から病氣にて、諸事に不立入と云ども、甲斐守が舅にて、美濃守とあいやけ（相舅）成ば

別心あらじと推量して、一紙を廻せし処、雅楽頭披見して、是は正敷反逆の
企と思へ共、賀の甲斐守故、訴人も難成、聊の病氣と申立、諸事の相談に立
合ず、引籠居候処、正月十日の騒動を聞と、篤く彼の一通を火中になし、人々の
善悪を救ける上にも、徒党の面々、荒し御存成共、近年世上騒敷、諸(民)
困窮の折成ば捨置れ、仁政を施し給ひしは、天下泰平の勲と賞翫しける。(後略)

右全部拾五巻、隠密の書たるによつて、猥に
不可他見もの也

護国女太平記十五 大尾